

(以下「特定業務」という。)を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

「一〇九 略」

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

「十一〇 二十二 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国立研究開発法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p>	<p>第二条 機構は、機構法第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一條及び予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第一条の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
(予防接種法施行規則の一部改正)
第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別の事情) 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したと(これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。)</p>	<p>(特別の事情) 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(予防接種実施規則の一部改正)
第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(説明と同意の取得) 第五条の二 (略)</p> <p>2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意を確認することができないとき(保護者のあるときに限る)は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。</p>	<p>(説明と同意の取得) 第五条の二 (略)</p> <p>2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意を確認することができないとき(保護者のあるときに限る)は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。</p>

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條並びに第十七條第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という)第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十二條に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條並びに第十七條第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という)第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十二條に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳</p>

して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2、4 (略)

5 前項(第二号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九條第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)又は特区法第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2、4 (略)

5 前項(第二号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九條第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十三号

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十五條第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十四号

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十五條第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業者を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

ガラス容器製造業に属する事業者を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度」に七十五パーセント)を「令和七年度」までに七十六パーセント)に改める。

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省告示第百一十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三三号)以下「令」という)第四十三條第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第三項の規定に基づき、令和二年に発生した災害に係る令第四十三條第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

令和三年三月二十二日

総務大臣 武田 良太

告示